

寄附金に付随する情報について（フレミラ宝塚）

健康福祉部 高齢福祉課
子ども未来部 子ども家庭支援センター

1 概要

公益財団法人プラザ・コム（以下「財団」という。）が本年3月末に解散することとなり、市は、財団が所有する宝塚福祉コミュニティプラザ（売布東の町、約1万7千㎡）の土地の無償贈与を受けるとともに、フレミラ宝塚の建物売買契約にかかる令和7年度（2025年度）以降の償還が免除されることとなった。

2 フレミラ宝塚の建物売買契約にかかる償還について

フレミラ宝塚は、平成14年（2002年）に財団が建設し、同年に、建設費用を譲渡代金として売買契約により市が取得した。市は38年間の割賦償還をしているが、令和7年度（2025年度）から令和21年度（2039年度）まで15回分の割賦金総額638,665,594円の償還は免除される。

(1) 契約額

建物譲渡代金	824,639,270 円	
利息相当額（利息4%）	793,313,608 円	総額 1,617,952,878 円
支払いは年1回の38回払い。		

(2) 令和6年度（2024年度）末時点の償還予定額

元本返済額	351,243,826 円	
利息相当額（利息4%）	628,043,458 円	総額 979,287,284 円

(3) 償還免除となる額

元本返済額	473,395,444 円	
利息相当額（利息4%）	165,270,150 円	総額 638,665,594 円